

## 平成 28 年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく

### 立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項又は第 3 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例：

法：電気事業法、電技解釈：電気設備の技術基準の解釈、  
報告規則：電気関係報告規則

#### 【火力発電設備】 立入検査実施件数 8 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
A 種接地工事の接地抵抗値が 10Ω を超過している。	解釈第 17 条

- 保安規程に違反する指摘（3 事業場）

主 な 指 摘 事 項
保安組織に関して、指揮命令系統、連絡系統を別表に定めるところ、別表にその記載がない。
保安組織に関して、職位階層、業務区分、担任、分掌等を別表で定めるところ、別表にその記載がない。（3 事業場）
保安規程の組織に保安業務に従事している委託先の記載がされていない。
保安規程に定める保安教育の計画の記録がない。

- 保安規程を変更する必要がある指摘

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
保安規程の内容が現状の組織体制と相違している。	

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

## 【水力発電設備】 立入検査実施件数 6 件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
水力発電所の66kV送電線の引き出し口に、地絡遮断装置が施設されていない。	電技解釈第 36 条第 4 項

- 保安規程に違反する指摘（3 事業場）

主 な 指 摘 事 項
保安規程に定める巡視点検が、規定された周期で実施された記録がない。
保安規程の細則に、水圧管路の厚さ測定を 6 年に 1 回実施することが規定されているが実施記録がない。
保安規程に定める受変電設備（変電所）等に係る年 1 回の定期巡視点検に関する実施記録がない。
保安規程で、年 1 回実施すると規定している絶縁抵抗測定の記録が整備されていない。
保安規程に定める工事記録が整備されていない。

- 保安規程を変更する必要がある指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
保安規程に工事中の電気工作物（水力設備）の巡視点検項目について定めがない。	電技解釈第 36 条第 4 項

- その他の指摘（1 事業場）

主 な 指 摘 事 項
水圧管路の肉厚測定記録に判定基準及び判定結果の記載がない。
水圧管路の肉厚測定を実施しているが、管理値が記載されておらず、説明を求めたところ、管理値を満足していない箇所が認められた（後日、管理値の誤りが判明している）。

以下の件については指摘なし

- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

**【風力発電設備】 立入検査実施件数 0 件**

**【太陽電池発電設備】 立入検査実施件数 4 件**

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘  
(2 事業場)

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
JIS C 8955 に適合しない恐れがあるので、確認できる資料を提出すること。	電技解釈第 46 条第 2 項

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘 (2 事業場)

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
主任技術者が選任されていない	法第 43 条
工事計画が届出されていない	法第 48 条
電気工作物の使用開始前までに保安規程が制定されていない	法第 42 条

以下の件については指摘なし

- 保安規程に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

**【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 2 件**

指摘なし

**【需要設備】 立入検査実施件数 10件**

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（4事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
B種接地工事が不適切（管理値から外れている）	電技解釈第17条
高圧配電設備の出入口に取扱者以外の立入を禁止する旨の表示がない	電技解釈第38条
ケーブル工事が不適切（支点間の距離が超過等）	電技解釈第164条

- 保安規程に違反する指摘（6事業場）

主 な 指 摘 事 項
従業者に対し、保安教育を実施していない
点検対象電気工作物が明確になっていない
巡視、点検及び測定が規定のとおり実施されていない
設備に合致した点検項目が定められていない
保安規程で定める設備台帳を作成していない

以下の件については指摘なし

- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘